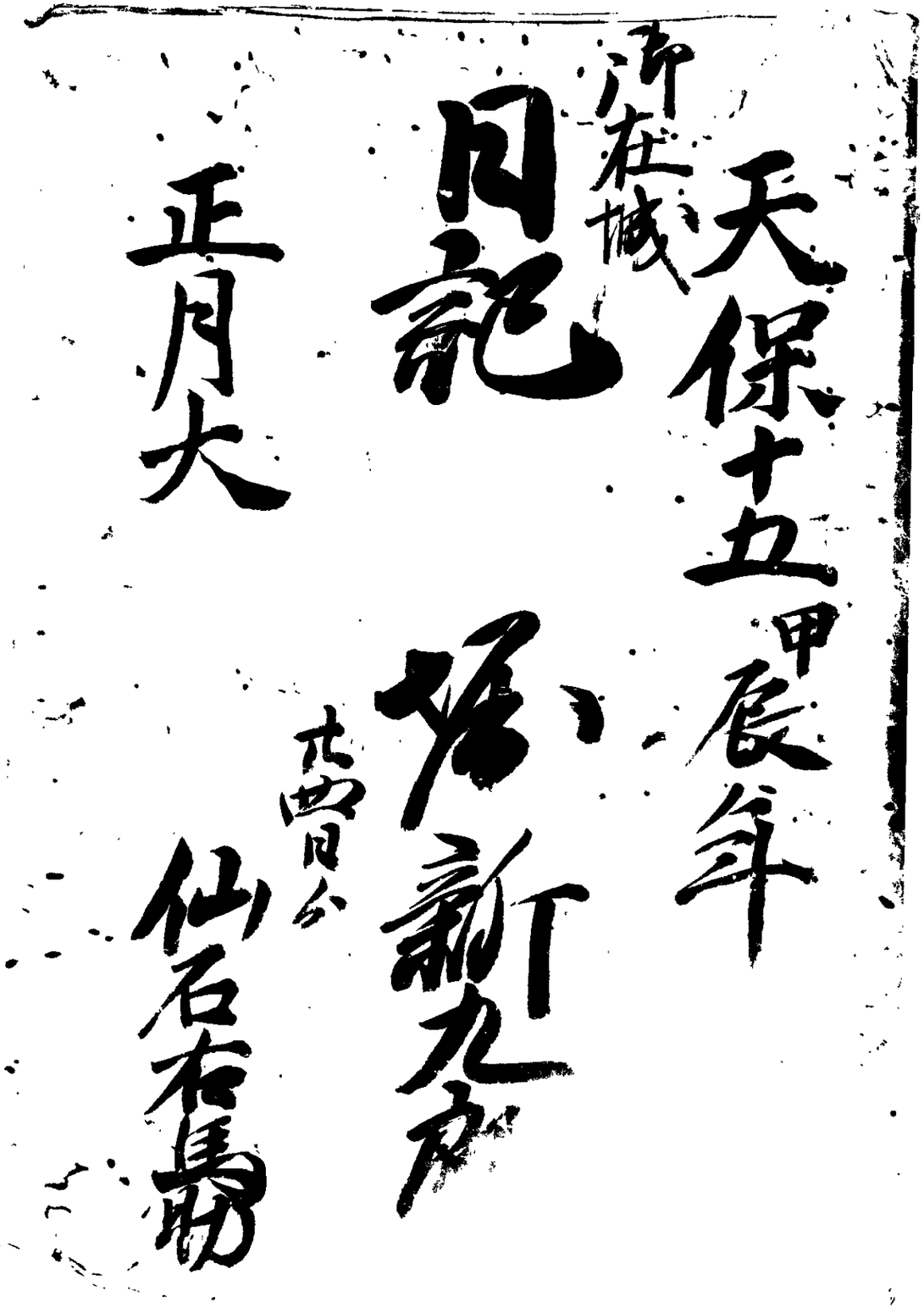
出石藩
御用部屋日記

天保十五年一月

出石町公民館蔵



大清

恒兢箴協

金汉米義

加爰爵宿

专用忠宿

年未賢焉

一大書院ニ 帝小性頂戴仕候

帝若年ニ而退座之節ハ 小性頭相勤候

一右一都五理仕之節ハ 小性頭ノ次ニ而

相勤相済退座仕候事

但 御名代ニ而 御出之節ハ 小性頂戴

一 御座敷ニ而 御盃頂戴仕候節ハ 小性頂戴

一 帝ニ 御盃ヲ 小性頂戴仕候事

但 御盃ヲ 被下候節ハ 小性頂戴仕候事

一 小性頭公卿側ニ而 御用人返ス 御礼申上候

小性頭相勤候

帝ニ 御盃ヲ 小性頂戴仕候

一 小姓衆ニ 御下ニ 御酒ヲ 小性頂戴仕候

一 小姓頭ニ 御下ニ 御酒ヲ 小性頂戴仕候

小性頭相勤候

一 小書院ニ 帝出御之節

右初写

許可を受けた者が、

定員を超えて人を乗せて運転するとき。

但し書の規定に違反して運転するとき。

一　前各号に掲げるもののほか、許可に付した条件に違反したとき。

（許可の取消し）

第十二条　公安委員会は、前条第一項の規定により許可を取り消したときは、

その旨を書面で通知しなければならない。

（許可の失効）

第十三条　許可は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一　許可を受けた者が死亡したとき。

二　許可を受けた者が法人である場合において、その法人が解散したとき。

三　許可を受けた者が許可に係る営業を廃止したとき。

（許可証の返納）

第十四条　許可を受けた者は、前条第一項第二号又は第三号に該当するに至つたときは、

その日から十日以内に、許可証を公安委員会に返納しなければならない。

（許可証の再交付）

第十五条　許可を受けた者は、許可証を汚し、又は破つたときは、

許可証の再交付を申請することができる。

２　許可を受けた者は、許可証を失つたときは、

遅滞なく、その旨を公安委員会に届け出て、許可証の再交付を申請することができる。

３　許可を受けた者は、前項の規定により許可証の再交付を受けた後、

失つた許可証を発見したときは、

遅滞なく、これを公安委員会に返納しなければならない。

（名義人の変更）

第十六条　許可を受けた者は、

営業の譲渡又は相続があつたときは、

遅滞なく、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

（営業所の位置）

第十七条　営業所は、

次に掲げる場所以外の場所に置いてはならない。

一　住居地域

二　商業地域

三　近隣商業地域

四　準工業地域

五　工業地域

六　工業専用地域

七　前各号に掲げる地域に接する道路の区域

八　前各号に掲げるもののほか、

公安委員会が善良の風俗と清浄な風俗環境を害するおそれがないと認めて指定する地域

（営業所の構造設備）

第十八条　営業所には、

次に掲げる構造又は設備を設けてはならない。

一　客室の床面が地上にあること。

二　客室の床面の照度が十ルクス以下であること。

三　客室の入口に施錠装置を設けること。

四　客室の入口に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

五十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

五十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

五十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

五十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

五十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

五十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

五十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

五十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

五十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

五十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

六十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

六十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

六十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

六十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

六十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

六十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

六十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

六十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

六十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

六十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

七十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

七十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

七十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

七十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

七十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

七十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

七十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

七十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

七十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

七十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

八十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

八十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

八十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

八十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

八十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

八十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

八十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

八十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

八十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

八十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

九十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

九十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

九十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

九十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

九十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

九十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

九十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

九十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

九十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

九十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百二十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百二十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百二十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百二十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百二十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百二十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百二十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百二十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百二十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百二十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百三十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百三十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百三十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百三十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百三十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百三十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百三十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百三十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百三十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百三十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百四十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百四十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百四十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百四十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百四十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百四十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百四十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百四十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百四十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百四十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百五十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百五十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百五十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百五十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百五十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百五十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百五十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百五十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百五十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百五十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百六十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百六十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百六十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百六十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百六十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百六十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百六十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百六十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百六十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百六十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百七十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百七十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百七十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百七十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百七十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百七十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百七十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百七十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百七十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百七十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百八十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百八十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百八十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百八十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百八十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百八十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百八十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百八十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百八十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百八十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百九十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百九十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百九十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百九十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百九十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百九十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百九十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百九十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百九十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

百九十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百二十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百二十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百二十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百二十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百二十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百二十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百二十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百二十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百二十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百二十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百三十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百三十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百三十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百三十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百三十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百三十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百三十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百三十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百三十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百三十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百四十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百四十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百四十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百四十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百四十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百四十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百四十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百四十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百四十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百四十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百五十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百五十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百五十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百五十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百五十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百五十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百五十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百五十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百五十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百五十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百六十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百六十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百六十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百六十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百六十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百六十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百六十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百六十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百六十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百六十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百七十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百七十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百七十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百七十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百七十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百七十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百七十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百七十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百七十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百七十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百八十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百八十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百八十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百八十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百八十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百八十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百八十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百八十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百八十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百八十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百九十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百九十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百九十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百九十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百九十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百九十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百九十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百九十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百九十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

二百九十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百二十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百二十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百二十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百二十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百二十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百二十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百二十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百二十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百二十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百二十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百三十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百三十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百三十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百三十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百三十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百三十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百三十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百三十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百三十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百三十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百四十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百四十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百四十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百四十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百四十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百四十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百四十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百四十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百四十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百四十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百五十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百五十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百五十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百五十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百五十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百五十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百五十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百五十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百五十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百五十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百六十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百六十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百六十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百六十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百六十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百六十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百六十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百六十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百六十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百六十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百七十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百七十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百七十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百七十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百七十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百七十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百七十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百七十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百七十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百七十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百八十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百八十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百八十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百八十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百八十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百八十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百八十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百八十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百八十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百八十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百九十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百九十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百九十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百九十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百九十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百九十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百九十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百九十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百九十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

三百九十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百十六　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百十七　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百十八　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百十九　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百二十　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百二十一　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百二十二　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百二十三　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百二十四　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百二十五　客室内に、

営業所の外部から客室内を見通すことができる設備を設けること。

四百二十六　客室内に、

営業所の外部から客

右同断

右同断ニ付
同人メイト　高住寺
差添ニ遣ス　西林寺

右死亡ニ付
高住寺意有之仏事
退死住寺

福厳寺

右死亡ニ付
高住寺意有之仏事
退死住寺

大書院ニ

高住寺

高住寺意有之仏事
退死住寺

高住寺

高住寺意有之仏事
退死住寺

今年

仰出候事

冠

六年附

一 衆議院ニ於テ修正議決ヲ経タル法律案ハ参議院ニ於テ修正ヲ加ヘタルトキハ衆議院ニ回付シ衆議院ニ於テ参議院ノ修正ニ同意シタルトキハ直ニ法律ヲ以テ之ヲ奏上ス

一 衆議院ニ於テ修正議決ヲ経タル法律案ハ参議院ニ於テ否決シタルトキハ衆議院ニ回付シ衆議院ニ於テ出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ原案ヲ可決シタルトキハ直ニ法律ヲ以テ之ヲ奏上ス

但シ両議院ノ協議会ヲ開キ協議会ニ於テ成立シタル案ニ付キ衆議院ニ於テ出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ原案ヲ可決シタルトキハ直ニ法律ヲ以テ之ヲ奏上ス

一 大審院ハ裁判官ノ中ヨリ互選シタル者ヲ以テ裁判官会議ニ於テ之ヲ定ム

一 両議院ノ間ニ意見ノ不一致ヲ生ジ協議会ヲ開キ尚ホ意見ノ一致ヲ得サルトキハ衆議院ニ於テ出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ原案ヲ可決シタルトキハ直ニ法律ヲ以テ之ヲ奏上ス

但シ衆議院ニ於テ協議会ヲ求メタル場合ニ於テ参議院ニ於テ協議会ヲ開キ又ハ協議会ヲ開キタル後成立シタル案ヲ否決シタルトキハ衆議院ニ於テ出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ原案ヲ可決シタルトキハ直ニ法律ヲ以テ之ヲ奏上ス

一 大審院ニ大審院長ヲ置キ判事ヲ以テ之ニ充ツ

一 大審院ニ判事ヲ置キ天皇之ヲ任命ス

一 大審院ニ判事ヲ置キ天皇之ヲ任命ス

一 大審院ニ判事ヲ置キ天皇之ヲ任命ス

一 例刻社宗綱之
市先祖廟
一 市出祖廟 市垂前 市垂猪魚
[illegible]
一 罰前市出宅三之
市給之在事
市選拔 市員之仕
市出之解出武党
一 宗書院安濟閣 安濟
出後人無
市選拔 市員之仕
但出府出前書
一 罰之市御送出
一 市御後宗綱之
一 市御後 市年高
市員之 仕有年
但出市員之市

一 [illegible]

左通

一 廿

一 今晚宴飯市後、織田忠相元勲

一 豊臣家元勲ニ而、近世未曾有之人傑

一 江戸表四流布、別段之筆記

御國柄而已ならず、外國ニも名を知られ

[illegible]

一　例刻定出納

一　清算期間ハ七月一日ヨリ翌年六月末日マデ

一　清算ハ七月中ニ

一　清算ハ前期間ノ収支ヲ決算シ次期ニ繰越ス

一　清算ハ

清算人例通

一　或ル月

監査役出席

井川庄治

一休日　市日ニ当ル時ハ其前日

一午刻ヨリ申刻迄

一雨天ノ時　市中ノ道路泥濘ニ

九ツ半ヨリ申刻迄

一修　市日ニ当ル時ハ其前日

一午刻ヨリ申刻迄

一雨天ノ時　市中ノ道路泥濘ニ

九ツ半ヨリ申刻迄

十日　休

一市役所ヨリ市中ヘ出ル小網ノ

一雲雀鳥

一雀鷹

一雁

一鴨

一鶴

一雲雀鳥

一雀鷹

一雁

一鴨

一鶴

一市役所ヨリ市中ヘ出ル小網ノ

一雲雀鳥

一雀鷹

一雁

一鴨

一鶴

十日　休

一市役所ヨリ市中ヘ出ル小網ノ

一雲雀鳥

一雀鷹

一雁

一鴨

一鶴

一雲雀鳥

一雀鷹

一雁

一鴨

一鶴

一市役所ヨリ市中ヘ出ル小網ノ

一雲雀鳥

一雀鷹

一雁

一鴨

一鶴

一 借 書

次第不同

一 借 書

次第不同

一 金銀出入帳 壹冊

何事ニ寄動仕候哉
御問合之
仕合せ
右之通何事ニ寄退役申渡候哉
之処
但外国御雇之者ニ而も退役申渡候哉
之処

一御小書院ニ而御暮方ニ御老中
御呼出被
御意ニ而
御意之趣奉
承知
御意ニ而
御小姓頭取
御用人
御目付
御小姓
御小納戸
御坊主
御次
御茶坊主
御台所人
御広敷番之者
御広敷用人
御広敷添役
御広敷番頭
御広敷
御錠口
御膳番
御膳奉行
御料理人
御賄方
御賄組頭
御賄
御賄小頭
御賄調役
御賄調役
御賄調役

一 六ケ年次之通勤之面々衆書院席之者共
御書相勤候事
御尤 御定之通相勤候事
但 病気抔之節 御届可申事
一 六ケ年次之通勤之面々衆書院席之者共
但 御役柄より格別之者ハ
右 御届之 御意之通相勤候事
御用番 打合之上 御届可申事
一
御意
何ケ年目ニ
御礼
御届之 御意難有仕合奉存候
御意之通退座

一 六ケ年次之通勤之面々衆書院席之者共
但 御役柄より格別之者ハ
御意之通
御礼
御届之

右同断

一 本年より切、宗門改帳面ニ
請意之名目無之候ハヽ
但寺院 神主之
法類之者菊年之

一　日雇中決様之事

一　賃銭昨十七年弐ヶ年賃銭之内

宅ニ而賃銭請取候ニ付

但二ヶ年済之上ハ

相勤申

一

右例年之通決定候ニ付

為後日連判仕置候処如件

寛永拾八年

二月十二日

二月二日

二月二日

一

右御触別紙弐年宛ニ

証文ニ而市用人ニ

請用書渡し

一　年季之内中途ニ

小頭江不相断

宗門奉行共

年寄

町方判形

年寄

稲又兵衛

一　年季之内中途ニ

小頭江不相断

一　旧　第　号
但　年　月　日
右之通相違候
　　年　月　日
　　何　印

一　第　号
但　旧　号
右之通相違候
　　年　月　日
　　何　印

一　第　号
但　旧　号
右之通相違候
　　年　月　日
　　何　印

一　第　号
但　旧　号
右之通相違候
　　年　月　日
　　何　印

一　旧　第　号
但　年　月　日

一 布子同前世話ニ成ル事ニ候ハヽ
中略
一 嶋ニ仕候者勤
布之通賃銭
一 布之通賃銭
一 布之通賃銭ニ候ハヽ
一 布之通賃銭ニ候ハヽ

一 壱俵 一 弐俵 一 弐俵 一 弐俵

一 壱俵 一 弐俵 一 弐俵 一 弐俵

一 壱俵 一 弐俵 一 弐俵 一 弐俵

一 金百疋

右同断

一 漆一斗

右同断

一 金百疋

右同断

一 漆一斗

右同断

一 金百疋

右同断

一 漆一斗

右同断

添状如件

月日

一 清用人 清用人
今晩 今晩
お屋敷へ お屋敷へ
月日 月日
一 斧頭ヶ月 斧頭ヶ月
先添寺へ 先添寺へ
阿太牧 阿太牧

右 市代櫓番お勤ら

玄竹弼

長岡右仲

[illegible]月廿[illegible]日 大和郡山

[illegible]大和郡山藩士 作者号北静軒
[illegible]手代之家格法大名[illegible]手代 御役年
[illegible]通りて五箇年勤役相済 為代[illegible]年
[illegible]五箇年を越ざる年数 連状差越
[illegible]て為相勤ら

一 願之通[illegible]相勤 [illegible]及書入ら

左之通ニ御座候

大和郡山

一 一万石以上[illegible]侯之儀ハ[illegible]年
[illegible]月お生れ[illegible]文永辰年ゟ六ヶ年ゟ
[illegible]以

小田原宿
石根宿
三枝宿
藤沢宿
二川宿
夜川宿
石薬師宿
坂下宿

中山宿

寺山宿

在東京区
到達同（中略）
陸軍
工兵二等兵
大消波
仙石部隊
付下士官

在廣島陸軍
付月台前
廣島陸軍
付海軍大佐

青甘

陸軍
文部省
海軍
海軍省

在於 海前

陸軍
付海軍
勤務ニ
依リ差遣
之

在於 海前

陸軍
付海軍

海軍
大佐

同日

勝援ヒ

神宝鏡元文建久鏡元文大同鏡十五面鏡ヒ倭

鈦 仁有親ヒ式ヲ令ヒ大臣ヲシテ

奉於奥ニ献

同廿五日 内

一

馬寮ヲシテ門ヒ

唯多近ヒ例ヲ

奉於奥ニ献

林 奉ル

酒ヲ奉ル

同廿五日

一

大膳職ヲシテ

同廿八日

大饗

一 高丹倍馬守

次内豎従等

大多麻呂侍従

次蔵人所

奉ル

清涼殿

奉於東ヲ向ヒ

大和等列ヒ大歌ヲ

奉ル

一

[illegible]

一 仙石藩
早川庄兵衛
[illegible]

一 備前岡山藩
[illegible]

十八日

一 備前岡山藩
[illegible]

一 備前岡山藩
[illegible]

十九日

一 御出仕　大目付　御目付　御徒目付

一 病気其外ニ而御断申上候節

一 長袴着用御免之節　御出仕之節御供揃之内

御通之節　御目見以上之通

但御出仕御供揃之節ハ布衣之通

一 御役御免被仰渡候節　御礼御目見之節

御出勤　御老中へ御礼被申上候節

一 御目付

居宅満服後半年
忌懸り方へ同礼
仕和歌等御会席
其外出方へ同法仕

書家へ遣候
居宅満服後半年忌懸り方へ同礼仕和歌等御会席其外出方へ同法仕

一 表者 伴 [illegible]
[illegible]
右 [illegible]
伴 [illegible]

一 右相決す [illegible]
[illegible]

一 左の通り [illegible]
伴 [illegible]

一 左の通り [illegible]
右同人

一 左の通り [illegible]
[illegible]
右同人

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一前年房咽度分消
一赤向ヽ伝之居
一上芝木湯之高湯入
一下芝居湯入
一木湯湯之上浜
一小倉帯
一小倉湯袴
一さし下帯
一ふん袋

右通り出之候也

四月廿七

西川惣蔵殿

覚

私共之間今度上村江嫁候ニ付伝馬町ニ而仕入申候ニ付
而ハ御定之通り銀札ニ而ハ難渋仕候ニ付銀子ニ而御
借被下候様ニ仕度奉存候

四月廿七日

西川惣蔵

一、傳　　　　　　　九百

大震災
[illegible]

[illegible]

一、例刻發　　　　　　　九百五

松竹座
[illegible]

[illegible]

一 別出仕仰付候ニ付
一 御用之例通

芳茂(シゲキ)本之助
十人扶持御書院番被
仰付候ニ付本役
被召放

山北左兵衛

横田源蔵
二男御小納戸
田中作蔵

手塚源右衛門
実 広治
村山 勇助

一 去秋御普請御奉行
御用之節 仰付候
右同断

舞楽御仕舞ニ付御役御免
一 同 仰付候
右同断

村山義助
手塚源右衛門

中段

二人扶持

右従儀先年

[illegible]

一 [illegible]

右従前小書院

[illegible]

一 殿様 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 為[illegible]通 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

一 清国人並

一 第何被 仰出書 小役人江不意御左遷 日限
之長短 御領分江 仰出候伍例市関人中迄

一 二月 廿日 御領分江 仰出候伍例市関人中迄

一 六月 廿日 御領分江 仰出候伍例市関人中迄

一 御用金 何万両 仰付候節之 御触書

一 為御冥加 何万両 仰付候節之 御触書

一 御用金 何万両 仰付候節之 御触書

右通 御用金 仰付候節之 御触書

一 御社参 御供

一 御代参 下向 出仕 有無 御供 有無 往来

一 御機嫌 伺

一 御参拝 之節 御供 有無 往来

一　為　市往来出時
市出先　市出之節
市関係仕事
一　左之通
作付合於市長許可之事

荒木信行

一　市有財産　一時使用
市代金
日以内
左之通関係人納入
信行

稲田又喜

一　市有財産
市通知
市関係人立会仕事
午前七時　市有地境界
中元

右之通関係人承諾之上境界
市長　市関係
市関係人立会仕事

一　市役所事務
為替取扱事
但右市関係事

一　有社若ハ市開設者ニ於テ
市社ヲ廃止シ又ハ
市意ニ合市条中改正ノ
一　為メ市開設ノ
市社条中改正
中改正ノ予定

一　市小書院ヲ　市出ス
市開ノ市開委托
一　日ヲ以テ同ニ

市通知　市開ノ
一　大書院ニ
市開委托
一　大書院ノ　市出ス
為メ

永野源吉
後藤牧太郎
森井慶次郎
小村今朝治

出石藩

御用部屋日記

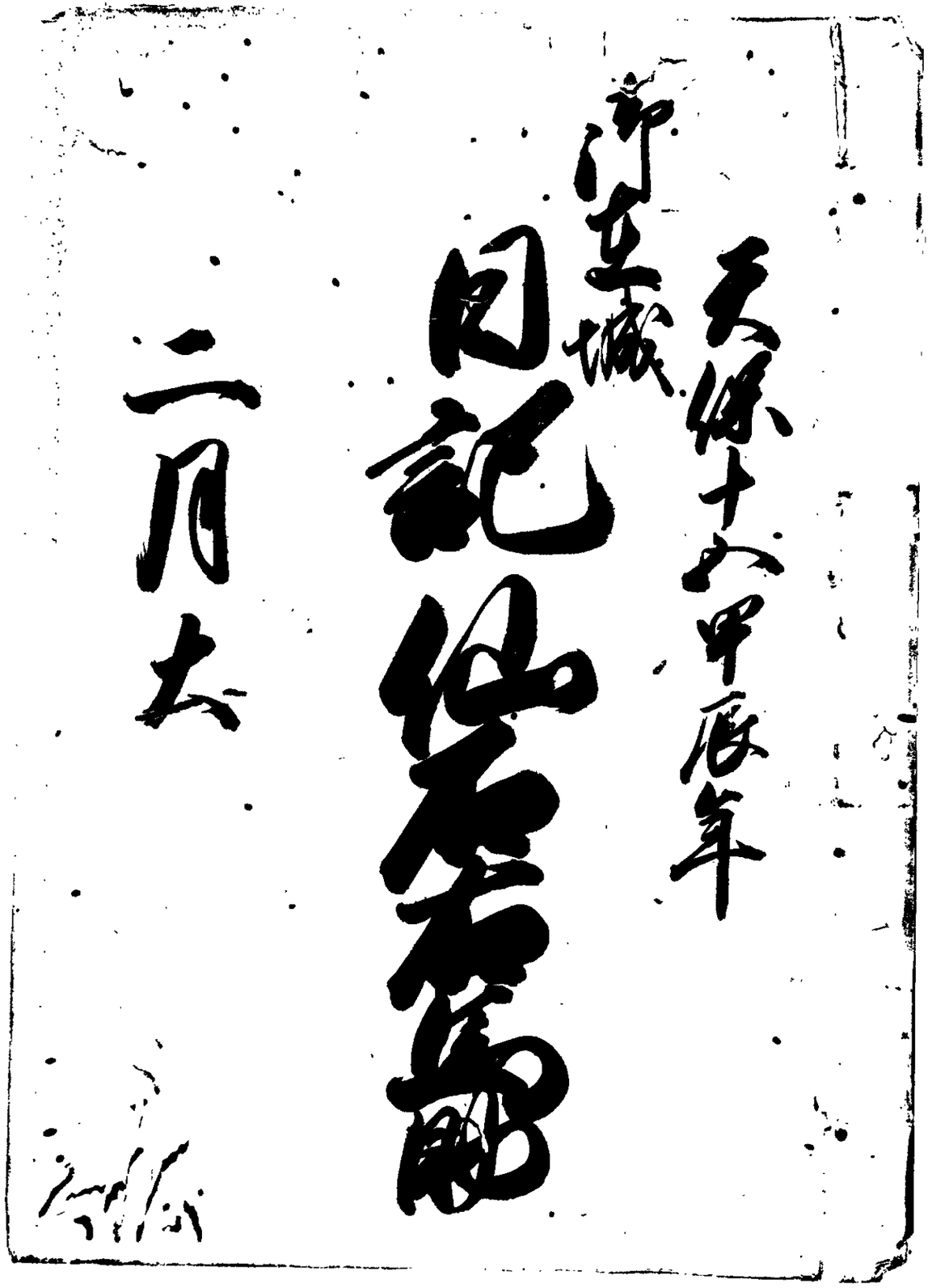
天保十五年二月

出石町公民館蔵

御用部屋日記

天保十五甲辰年

二月大



大滝

岡部長章

埼玉県児玉郡神泉村野巻

二月廿日

一例刻出席議員

一行政事務ニ関シ質問ノ通告アリタル者

一

一開会ノ宣言ヲナス

一議案第

一会議録署名議員ヲ指名ス

一会期ヲ定ム

一議案第

一諮問第

一発議第

一請願書第

一陳情書第

一閉会ノ宣言ヲナス

一

一

一

七日

一

一

一

八日

一

一

出生之日起二周
以回避年限不予
只生一子之家外
但一通子之母

石田人

書通留人

石原之日起二周
以回避年限不予
只生一子之家外
但一通子之母

石原之日起二周
以回避年限不予
只生一子之家外
但一通子之母

石原之日起二周
以回避年限不予
只生一子之家外
但一通子之母

十日

一

一

一

一

十四日

十五日

一

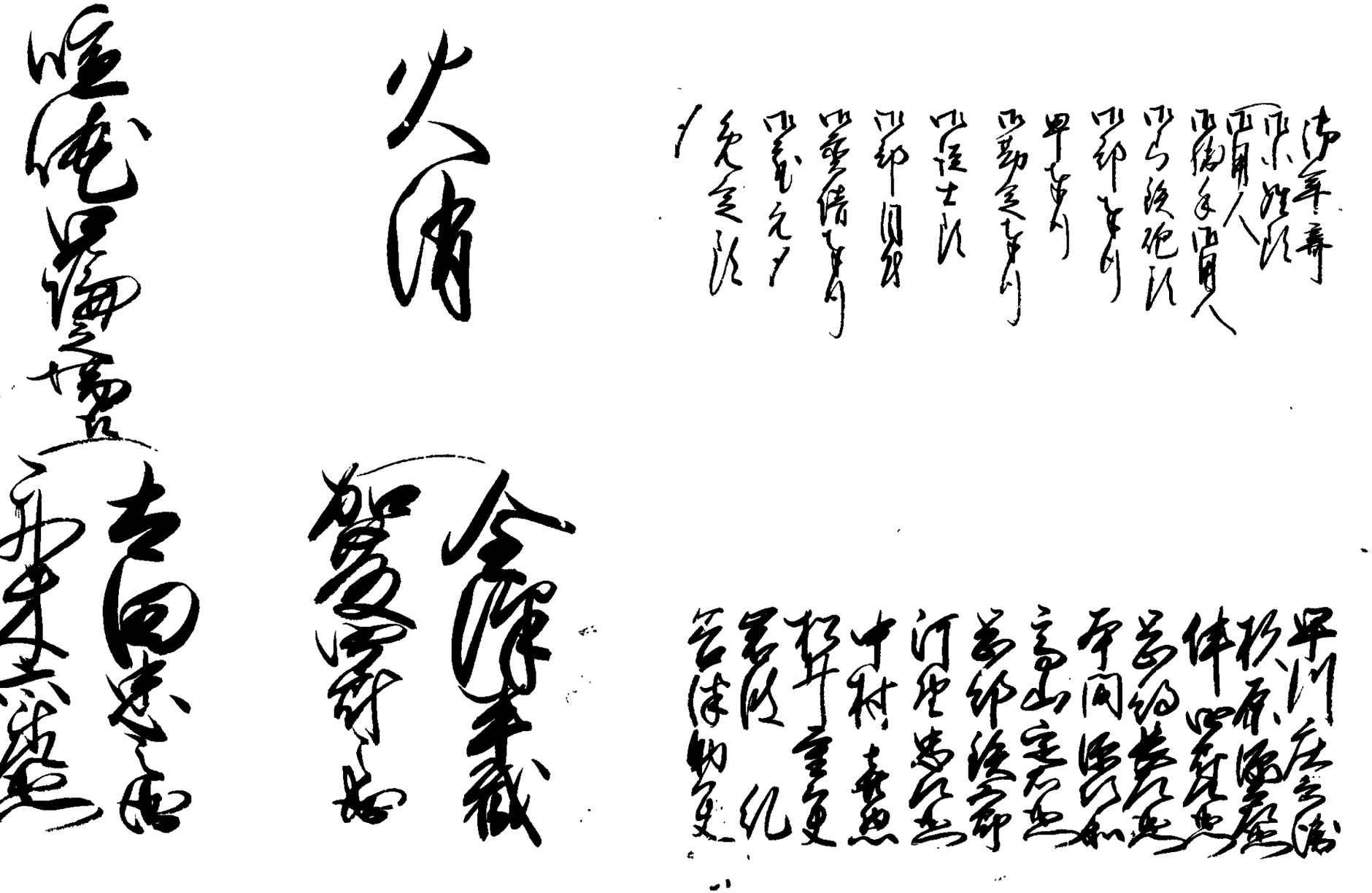
一
一
一
一
一

一
一
一

一

出石藩
御用部屋日記
天保 十五年 三月
出石町公民館蔵

天保十五甲辰年
御用記
三月朔日晴



一

一

一

一

一

一
一
一
一

一

一

一
一
一
一

云々已年

寿光院松林院衆和尚衆并学衆侍衆
小坊主衆共ニ御小袖一重宛被下之
今度之御普請之儀ニ付而諸事御馳走
申候之間御太刀一腰并金子百疋宛
下之候之間御使僧寺務
代役僧
三重十三年
四月日

一

一

一

什物

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一 [illegible]

一 [illegible]

一

十一日 晴 昨夜雨降 今朝霽

一 昨夜雨降 今朝霽 不出門 終日閑居

一 昨夜雨降 今朝霽 不出門 終日閑居

一 昨夜雨降 今朝霽 不出門 終日閑居

一 昨夜雨降 今朝霽 不出門 終日閑居

一 昨夜雨降 今朝霽 不出門 終日閑居

一 昨夜雨降 今朝霽 不出門 終日閑居

一 昨夜雨降 今朝霽 不出門 終日閑居

一 昨夜雨降 今朝霽 不出門 終日閑居

一

一

一

一

一

一

一

一

十二日 晴

一

一

一

一

九

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一
一
一
一
一
一
一
一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一
一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

十七日 快晴

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一
一
一
一
一

三月十日

一

一

一

一

一

一

一

一

休

廿六日 快晴

廿七日 快晴

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

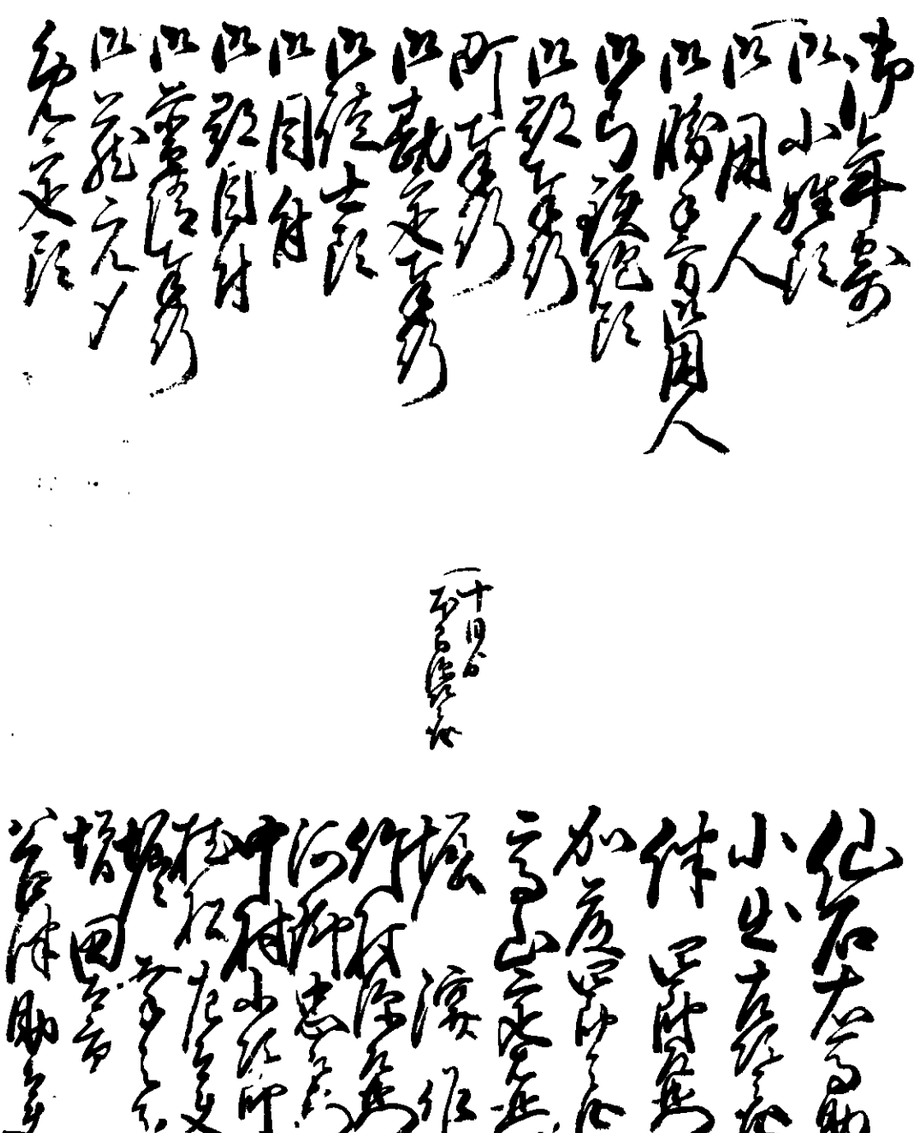
一

出石藩
御用部屋日記
天保十五年四月
出石町公民館蔵

天保十五年
御留守中
日記
四月六







朝日收信

一例刻宴

一許久保伯耆守殿

一一同許田銘尊兄

一先月中第一人別懇之

一先月中以後延引

一今朝　許御入

一以同文通

一昨日引越

仙波太郎兵衛

一昨日御礼

一若久保能登守殿

同姓同名兄弟

一

一

一

一

一

一 金弐百疋

一 金壱両

一 同人金

一 金壱両

一 同人金

杉本舎

一休日　二月
一休日
一休日
一休日

一

一

一

一

一

一休暇

一江戸屋敷詰之家来共之内

病気ニ而

一欠勤之事

一江戸屋敷詰之家来共之内

病気ニ而

一欠勤之事

一休日

一江戸屋敷詰之家来共之内

病気ニ而

一欠勤之事

一休日

一江戸屋敷詰之家来共之内

病気ニ而

一欠勤之事

一休日

一

一

一 休日　九月両

一 寺社奉行

一

十月廿

一休
一員
十冒

十二月廿日

一 御到着

一 御供衆御案内之為

一 同心弐人

一 宿割之為

一 小使弐人

一 御膳之為

一 御酒之為

一 御肴之為

一 御茶之為

一 御湯之為

一 御寝之為

一 御駕籠之為

一 御馬之為

一 御道具之為

一 御荷物之為

一 御供衆之為

一 御家来之為

一 御中間之為

一 御小人之為

十七日晴

十六日晴

十五日晴

一休日　十八日
一休日　十九日
一休日　廿日
一例刻発
一例刻着
一
一
一

井上房一郎

松隈秀雄

小泉酉三

一、決算報告

一、予算案

一、会員名簿

一、次期大会開催地

一、会則改正

一、役員改選

一、其他

議長　松隈秀雄

書記　小泉酉三

一

一

一

一休日　廿二日

一休日　廿三日

一休日　廿四日

一休日　廿五日

一休日　廿六日

一休日　廿七日

一 右之通被仰出候条 …

一 右之通被仰出候条 …

一 …

一 …

一

一 小林登志

一 休日　井上日義

一 欠勤届出

一 小島尚

一 宮本茂

一 欠勤　井上日義

出石藩

御用部屋日記

天保十五年五月

出石町公民館蔵

天保十五甲辰年

江戸詰

日記

六月小

大海

金次本忘
加卷要郎宿
大田忠義
舟本雲郎是

一例刻生　　五月廿日

一清兵衛方へ當月手紙差越候事

一　一同ニ月給ヲ渡ス
當廿六日

一七月中第一分增減書差出候事

清小助殿
清用人

一當年中ニ致死去仕候者有之候ハヽ
此方ニ而書留置候事

一今朝　清城ニ而　致死去候旨
中達

一　兵衛勤方之事
　　ニ付而ハ
　　五月ニ度當番ニ當ル

一四日生ニ而　去ル廿日ニ當月番ニ
ル日ニ當ル四日休日ニ付當月番
ニ而

一廿四日生

　　淺沼平助

一　　　

一休日　二日

一　[illegible]

一　右之通被仰渡候間為心得申達候

[illegible]

[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

一休日　三日

一 [illegible]

一 休日

一 信養院様御誕生ニ付

天皇大祝日ニ付

右今朝 御代香相勤

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一

一

一

一

一

一

一　右ハ通常会員ニ対スル会費ノ外
　　特別ノ義務
右書面ヲ以テ通常会員ニ
　　加盟
ヲ申込ミ候ニ付テハ通常会員ノ外特別会員ニ
　　加盟
ヲ許可スル事ニ決議ス

一　右ハ昨日ノ会議ニ於テ
　　加盟
ヲ許可スル事ニ決議シ候ニ付
　　加盟
ヲ許可ス

一　休日　六月

一　右ハ会員ノ内ニ
　　病気
ニ付キ
　　欠席
届ケ出ノ者ハ
　　病気
全快ノ日ヨリ
　　出席
ノ義ニ付
　　通知
ス

一

一

右同人

一休日　七日

一

一例刻出仕　八日

一
一
一
一
一
一
一
一

一　右者御用ニ付御呼出ニ
　　被相成候　御請書
一　右之通　仰付候間御請書
　　仰付候御用ニ付御呼出ニ
　　候ニ付
　　一
　　右之通
　　仰付候間
　　御用ニ付
　　呼出ニ
　　候ニ付

一　六尺二寸
　　弁ニ幾ツ
　　ヲ申ス
一　三尺
一　弐尺
一　弐尺五寸
　　弐尺
　　弐尺五寸
　　弐尺
　　弐尺五寸

一　弐尺五寸
　　弐尺
　　弐尺五寸

一　弐尺五寸
　　弐尺
　　弐尺五寸

一

福岡縣平民
神會心
神慈悲 神祕不
經但一圓於
一本會ハ本部ヲ東京市
ニ置キ支部ヲ
ニ置キ
山本
山中小
真田
今日
但本
今井
一本會ハ本部ヲ東京市ニ置キ支部ヲ
但本會ノ規則ニ依リ
一本會ハ本部ヲ東京市ニ置キ支部ヲ
但本會ノ規則ニ依リ
一本會ハ本部ヲ東京市ニ置キ支部ヲ
但本會ノ規則ニ依リ

一

中村千尋

一

竹村伊勢

一

北方政

作材等
二月

注意

一、同村至

[illegible]

一、同村至

[illegible]

一、同村至

[illegible]

一休日　九月

一

右之通御座候
以上
元禄

一休日　十日

一　七百文　[illegible]

一　[illegible]

一　七百文　[illegible]

右之通

一　一枚、直段

休　[illegible]

吉作　[illegible]

右之通御座候ニ付　御届申上候

[illegible]

一　[illegible]

休[illegible]

[illegible]

一　[illegible]

右之通病気ニ付[illegible]

[illegible]

渡辺[illegible]

十月

一
一
一
一
一
一
一

一 太刀 御拵 銀作金具

一 二尺三寸長刀 黒塗鞘 中川伏九兵衛作

一 平脇差 御拵 銀作金具 作之長脇 御脇差

一 太刀 御拵 銀作金具

一 腰刀 御拵 銀作金具

一 十六日八時之地震ニ付御本丸御玄関
森武中守様方ニ而御家老衆御
御出ニ而御逢ニ而御
御出ニ而御逢ニ而御
御出ニ而御逢ニ而御
一 御客様ニ而御
御
一 当十二日 御
御
行ニ而御
御
御

一例刻坐　十二日

一　右同断

一八開人坐

一　清兵衛方ニ於テ茶湯有之候ニ付
清吉勤向ニ付礼ニ参候ニ付
代参ニ行候事

一　清吉勤向ニ付礼ニ参候事

一　右同断

一　右同断

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

一

一小姓長生

服病気ニ付暇ヲ乞ヒ

十二日

休日

十三日

一

一江戸表ヨリ飛脚ヲ以テ

十四日

休日

十五日

一例刻出仕

一御老中様方へ當於御表御禮

一御用人

一御小姓

一御用人

一御小姓

一御用人

一御小姓

一　左之通ニ　仰付候間可被心得候事

　　但着座之序
　　一勤方之左之通

　　　　　　本間半次
　　　　　　弥井良蔵

一寺社之事

右兼而書留之通也

一公事訴訟之事

右兼而書留之通也

一寛文七年當山城
許法度之法度再建出来候ハヽ寺社
公不在之外當年
百年遠忘不申候

一於寺中
法度之外新儀
相企申間敷候
仍如件

寛文十年酉正月廿日

法印
弘意

一寺社之事

一　川用人並

以　許願之儀ニ付
別紙之通申達

一　今般江戸屋敷　御留守居
御用取扱被　仰付候ニ付
為御祝儀

堤　傳右衛門

一　休日　十六日

一　書面被　仰渡候ニ付而ハ
在所ニ而ハ　御上様御方ニ
四少将様御事柄ニ付
かゝる儀ハ無之候ニ付
御警衛ニ而御屋敷
御門ニ而ハ

関口彦次郎

一 本月二十日ヨリ開場ニ付
一 来ル廿五日ヨリ興行ニ付
一 来ル廿五日ヨリ興行ニ付
一 来ル廿五日ヨリ興行ニ付

十七日

一 例刻出社
一 大蔵省報告ニ付
一 本日休業
一 本日休業
一 本日休業

十八日

一 例刻出社
一 大蔵省報告ニ付
一 本日休業
一 本日休業
一 本日休業

十八日

井上長吉

西川常吉

林平市

佐藤藤三

増田惣三

中渡

四匹於宿役完中渡ス筈ニ候

又月朔日

御名

右之通リ高名御免之御印状ニ而人馬賃銭之儀ハ
川会所ニ而人馬賃銭之高ニ応シ御定之通リ
御取立可申候ニ付御免之御印状
之通リ相違無之候

一 別紙

一 同断

女日

一 別紙

一 同断

右ニ付而ハ御定之通リ人馬賃銭之儀ハ
御免之御印状ニ応シ
御取立可申候ニ付御免之御印状
之通リ相違無之候

廿一日

一休日

一

一 十月廿四日

一 休日

一 小雨終日

十二月

一 休日

一 小雨終日

十三日

一 休日

一 小雨終日

右於二書院御使者大和守列座

以作左之書付

松平陸奥守
松平大学頭
松平播磨守

水戸中納言殿御逝去ニ付而ハ御使者被遣候段忝存候
御懇之御意被仰聞候ニ付而ハ御病中ニ御見舞も不申上
御使者ニ而御挨拶申上候事ニ候間不苦候ハヽ御使者
御意之趣不残御書付ニ被成下候様ニ仕度奉存候

御書出ニ而ハ無之候へ共御口上之趣不残書付ニ仕
御出ニ而ハ無之候へ共御口上之趣不残書付ニ仕
差上申候

右於二書院一大学頭申渡之

一

同文ニ

徳川頼房殿

御使者
御請書

六人

一 山用人差

西川順兵

一 山用人差

川俣源蔵

一 江戸表ニ而出訴ニ付
取扱 沖奥掛ニ而
一 右同断
一 右同断
一 右同断
一 沖終了ニ付

右之通ニ候間、御承知之上、御後閣中並ニ御役向ニ
一、今般御参府ニ付、御道中筋ニ而、御馳走ニ
一、御参府之節
御泊ニ而、御書物
宛名之通

長岡右京亮

真田信濃守
松平左近将監
水野采女

御馳走ニ
御泊ニ而、御書物
宛名之通

右之通ニ候間、御承知之上、御後閣中並ニ御役向ニ
一、今般御参府ニ付、御道中筋ニ而、御馳走ニ
一、御参府之節
御泊ニ而、御書物
宛名之通

右京亮

真田信濃守
松平左近将監
水野采女

右之通ニ候間、御承知之上、御後閣中並ニ御役向ニ
一、今般御参府ニ付、御道中筋ニ而、御馳走ニ
一、御参府之節
御泊ニ而、御書物
宛名之通

右京亮

真田信濃守
松平左近将監
水野采女

右之通ニ候間、御承知之上、御後閣中並ニ御役向ニ
一、今般御参府ニ付、御道中筋ニ而、御馳走ニ
一、御参府之節
御泊ニ而、御書物
宛名之通

右京亮

真田信濃守
松平左近将監
水野采女

大関之服忌

一休日

一 大八日

一 休日

一 休日

一
一

出石藩

御用部屋日記

天保十五年六月

出石町公民館蔵

天保十六年

御留守

日記

六月大

磯野小兵衛

六日乙酉入

甲辰年六月中
浜年号
[illegible]
仙橋主馬
浜口孫兵衛頭
勘定奉行
松井市之丞
河野忠蔵
中村孫兵衛
西山宗雪
榊原采女正
二宮一郎
井上伊八

河野忠蔵
岩瀬勘蔵
岡部長蔵

火消

喧嘩口論之場

六月廿日

一例刻出仕

一汁公并桐方江委於東海之義申上ん

一 一同江勇躰申上ん

一 賞詞申上ん

今朝 汁城之事ニ付別紙書一覧之通人ニ申ス

一 宮ニ申上ん

一 昨廿日 汁城破却ニ付東海江委ニ申ス

一 昨廿日 汁城破却ニ付東海江委ニ申ス

一 昨廿日 汁城破却ニ付東海江委ニ申ス

一 [illegible]通知書写送付の件

[illegible]

町立

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

一 仍例之事

信泰院様御逮夜ニ付御経王寺ニ
但天真院様御逮夜ニ付御経十連

一 本納 御代官所ニ御勤之儀

一 同出席 御代官所ニ御勤之儀

一 仍例之事

一 寺社奉行之事

七日

一休日

一宗教演説

布教師派遣ノ方法ヲ研究スル為メ来ル八日午前十時ヨリ仏教会館ニ於テ会同ス可キ事

池口中恵

布教師派遣ノ方法ヲ研究スル為メ来ル八日午前十時ヨリ仏教会館ニ於テ会同ス可キ事

右通知ス

六月七日

仏教会館

仮理事

一休日

一宗教演説

布教師派遣ノ方法ヲ研究スル為メ来ル八日午前十時ヨリ仏教会館ニ於テ会同ス可キ事

右通知ス

六月七日

仏教会館

仮理事

八日

一休日

一宗教演説

一柳直盛

蒲生忠知

一柳直盛

蒲生忠知

一柳直盛

蒲生忠知

一柳直盛

蒲生忠知

一柳直盛

蒲生忠知

一柳直盛

蒲生忠知

一

一休日

九月　快晴大暑

一

一休日

十月　大旨

一休日

一

一休日

十一月　晴薄寒

一

一休日

十二日　雨

長谷川源次

御代官
池田人

一 右御用金被仰付候ニ付而ハ
[illegible]
一
[illegible]
一 [illegible]
十余之人々之分ハ
右御用金被仰付候ニ付
御役免之者[illegible]
右之通
御沙汰之[illegible]

[illegible]

私儀代々[illegible]
御屋敷[illegible]
御役免之者[illegible]
御沙汰之[illegible]
出精仕取扱
御沙汰之[illegible]
不申[illegible]
御意之[illegible]
御役免[illegible]

天保十[illegible]年二月[illegible]日

仙台[illegible]
[illegible]
[illegible]

右同人

一

右定刻ニ届候ニ付御届申上候

一休日　十三日　雨

一休日　十四日　雨

一休日　十五日　雨

一御到着

一御到着ニ付直ニ御役所江罷出候事

一　一同御免ニ成ル

一　御家来無之候

一　御家来無之候ニ付御用向ニ寄御通弁ニ罷出候事

一御船手御引取

名代ニ而四番出帆ニ付御届申上候

十一月

中十六日

一　又時之　汁定番町辺　汁勤之候迄
汁細工職人中迄
一　右之通口上
定番
汁判紙　汁判物
汁判紙
仰渡候
一　右之通
定番
一　汁細工
汁判紙　汁判物
一　汁定番
仰渡候
一　汁細工
汁判紙　汁判物
一　右之通

十六日

一 備中

十七日

一 御判始

一 大意如件
　 綸言奉
　 行

石大弁相撫御陣中

一 壱岐沖海二千三百余石今日沖荒陽

沖代官
長岡右仲

一 有文書之輩年来之証拠
　 紛失之事
　 修之以使之十年之内
　 右

天保十年亥十二月

一 松右筆組之輩
　 十六日之朝
　 十七日朝出仕
　 昨日之
　 昨朝之

沖右筆組
　 亦尾七郎

十一日

十二日

十三日

一 小石川水道町
清水久兵衛
一 半蔵門外清水屋敷
一 九段三番 清水兵部少輔屋敷
一

右之通被仰渡候 清水兵部少輔
間違無之候 仍而届候 以上
清水兵部少輔家来
佐藤内匠印
大沢
栗本
吉沢

一 本所亀沢町
清水兵部少輔
一 十三万
清水
一 本所亀沢町
清水兵部少輔屋敷
右之通被仰渡候 清水兵部少輔
間違無之候 仍而届候 以上
清水兵部少輔家来
佐藤内匠印
大沢
栗本
吉沢

出石藩

御用部屋日記

天保十五年七月

出石町公民館蔵

天保十五甲辰年

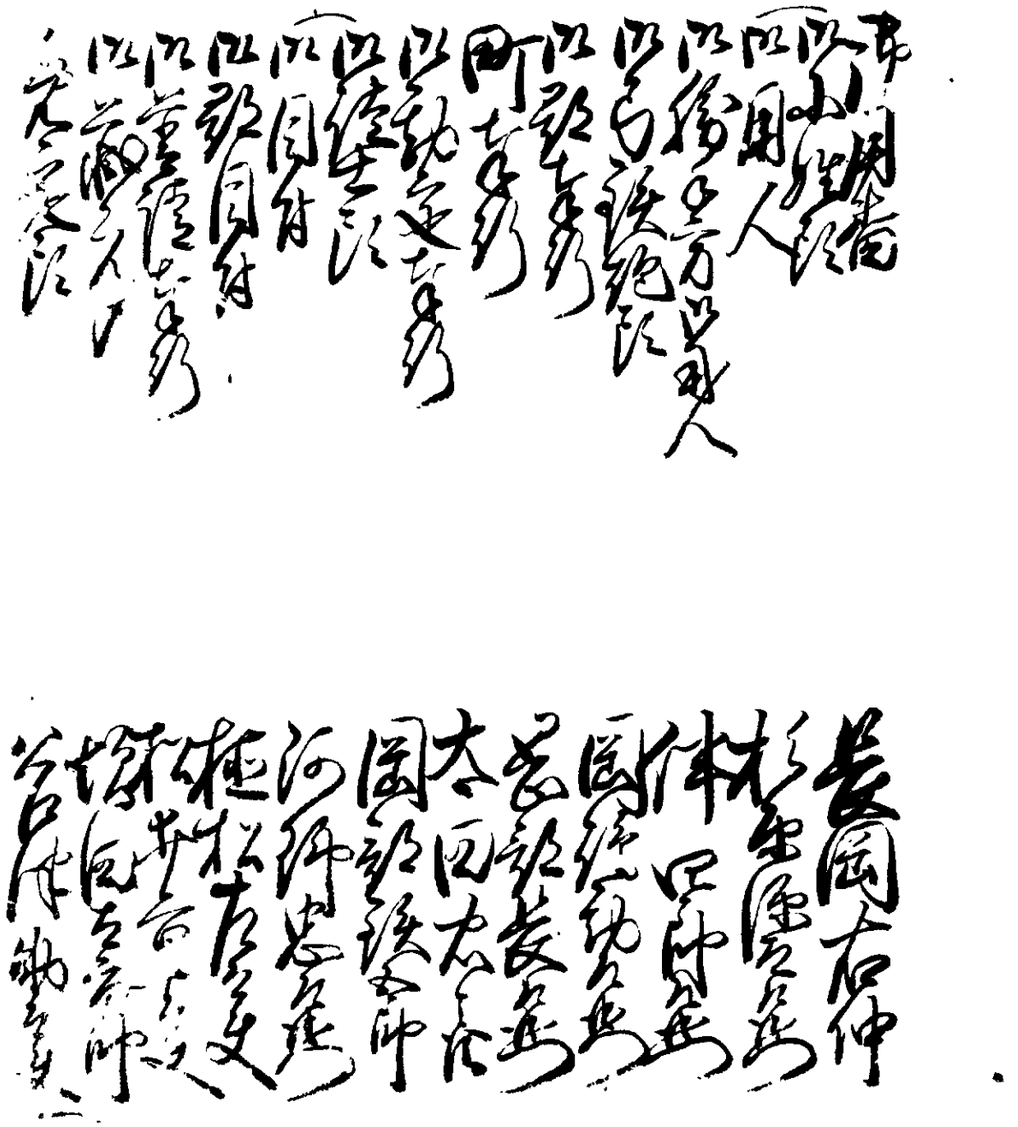
御留守

日記

七月小

大田
二百十日

長岡存



翌日晴

一 御判出ル

一 御祝儀方ニ而金子

一 一同江御酒出ル

一 今朝 御祝儀金

一 先月中学第一今月振之字ニ而

一 先月第一学第一今月振之字ニ而

一 御祝儀金

一 御酒出ル

九日 十日 二日

一 御祝儀金

十二日

十七日

一 休日 二日

一

一

一 休日 二日

一 水深

一

一

一　決定書正本

右水深法第　条第　項
決定する。

一　決定年月日

一　決定書謄本

右謄本を交付する。

十年　月　日

[illegible]

一

右謄本を交付する。

二月　日

紀伊勝浦

二月　日

平川　[illegible]

右謄本を交付する。

三月　日

[illegible]

[illegible]

一休 晴暑夜大雷雨

一休 六日 晴暑

一休 晴

一
一
一

一

一

一

一

一

一

一

十一

一

一

一

十二

一 佛山 土地
一 [illegible]
今朝 佛山代書和
一 佛山 李伯 地
一 佛山代書和
仙宮和
[illegible]

一 佛山代書和 七月 地
一 [illegible]
一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

一休日　十二日順延

右之通相違無之候　以上

横井喜平

一休日　十二日順延

右之通相違無之候　以上

横井喜平

一休日　十二日順延

右之通相違無之候　以上

横井喜平

一

一

一

出石藩

御用部屋日記

天保　十五年　八月

出石町公民館蔵

天保十六甲辰年

御留守

日記

八月大

仙石右馬助

九日改元ス

火消

喧嘩兩成敗

岡部長職

長谷勘兵衛

河野忠兵衛

小川八左衛門

[illegible]

[illegible]

佐久間信盛

小出大和守

伴正林

金森長近

加藤順慶

[illegible]

竹村源左衛門

[illegible]

[illegible]

中村小兵衛

[illegible]

岡部權之助

二宮一郎

井上源次

一八紙 今晩台湾ニ着
一沖定書楯為ニ八紙沖紙ニ
一 也仕事沖用紙ニ
八紙ニ沖紙中書
一 一冊沖用紙ニ
右同断
一沖出書院式ニ当ル出用ノ人沖紙式ニ当ル出用ノ人
出書院ニ為ニ沖毎ニ出用ノ
沖用紙ニ
一大書院ニ沖紙ニ出ル及ル
一沖紙ニ沖ニ
今朝 沖城ニ
一沖紙ニ
一沖紙ニ
一 町ニ沖ニ
書例沖紙ニ沖紙ニ

学生部席ニ
一柳直枕
江小姓衆
沖用人
用格ニ

右之通御座候間此段御届申上候以上

十月廿日

永井玄蕃頭

御老中様

一浦手沙汰之人別家縁付之儀ハ向後無用ニ可致候 但親類之内ニ而縁組之儀ハ沙汰ニ及ハス候間其旨可心得候

右之通御座候間此段御届申上候以上

十月廿日

永井玄蕃頭

御老中様

一浦手出情之者

組頭之者共

但賞詞之儀ハ無用 沙汰

一小小姓組

沙汰之儀ハ生駒近江守人少ニ而

多勢之内ニ而ハ無調法之儀有之間敷候間

其儀ハ沙汰ニ及ハス

一於御広間御能相勤候節ハ

浦手出情之者

組頭之者共

但賞詞之儀ハ無用 沙汰

一小小姓組

沙汰之儀ハ生駒近江守人少ニ而

多勢之内ニ而ハ無調法之儀有之間敷候間

其儀ハ沙汰ニ及ハス候

一休日

一沙汰之儀ハ前々之通ニ候間

一沙汰ニ及ハス候

沙汰ニ及ハス候間

其段可心得候

一休日

一歌舞伎之儀ハ

沙汰ニ及ハス候

一例則出仕

信恭院様法忌之外 経正尊霊

但風水院様法忌之外 従二位

天真院様法忌之日 宝篋

右従二位相当之作中並

一 従三位相当之作中並

但 従二位之下 従三位之上 若亡

一 正四位下之作中並

但 従三位之下 正四位之上 若亡

一 従四位上之作中並

但 正四位之下 従四

一 松柳 吉田忠吉 小七

一 松柳

七日

八日

一義倉修理之儀ニ付御評議之儀
一同村ニ而ハ義倉之儀ニ付而ハ
同村ニ而ハ度々取調之儀
仕候方ニ而ハ無之哉之旨
申候ニ付
一義倉
一又ハ日傭取
右之通ニ而ハ同村ニ而ハ
浦手ニ而ハ
二ヶ所
同村
ニ而ハ
右ハ毎度同村ニ而ハ
一右之通ニ付御評議
義倉ニ而ハ
右同断

一右之通ニ付御評議
一同村ニ而
此日義倉修理ニ付
村方ニ而ハ
一休日
一御城ニ而ハ

九日

一

十一日

一休日

十二日

一例刻左通

原新七郎

八月

一 同年七月廿日

初鰹 壱本 八百ヶ地

一 同年七月廿八日

右者来ル八日之御祝儀 御登
中候 当番人長中候

一 来ル廿四日ゟ廿六日迄 当番人
壱人ツヽ 八人

一 来ル廿四日ゟ廿六日迄 当番人
壱人ツヽ 八人

一 来ル廿四日ゟ廿六日迄 当番人
弐

十四日

一 平沢仁蔵

一 右之通申渡之旨申聞候事

一 右之通申渡之旨申聞候事

業合

一 右之通申渡之旨申聞候事

一 右之通申渡之旨申聞候事

一 右之通申渡之旨申聞候事

十六日

一 御到着

一 御宿割方ニ而昨日申上候処ニ而相済

一 御通行 御着之節御出迎

一 御通行 御着之節御出迎

一 御通行 御着之節御出迎

一町歩ニ付

十六日

十七日

十八日

一 佛 廿三日 收時

一 清妙院 花百回 法名 釋泰誠 俗名 伊賀助 廿五日 初七日

御代香 公文式

佛 菓一曲

佛 花一對

一 江戸表 當月十二日出発 去廿日 無事 御着 御勇健 御奉公 被遊候 旨 御状 到来 候 段 申越候 尤 御家内 御無事 被成御座候 旨 申越候 以上

十月廿五日

一 万通 廿五日 仏前 香奠 到来 候 段 申越候 以上

十月廿五日

佛 杉原 紙

(御名前之下へ)

佛 菊池 平八郎 様

(御名前之下へ)

佛 小林 理平八 様

(御名前之下へ)

佛 村保 秀 様

(御名前之下へ)

佛 多保 又之助 様

(御名前之下へ)

佛 佐田 新造 様

(御名前之下へ)

佛 北原 勘蔵 様

(御名前之下へ)

佛 佐田 新造 様

(御名前之下へ)

一 万通 廿五日 仏前 香奠 到来 候 段 申越候 以上

十月廿五日

(御名前之下へ)

一　小結及び答弁

答　行政局関係中村山城部長

決裁十五通

一　出勤人名

午後遅く　行政局長加藤常太郎

一　四月二日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り

一　四月三日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月四日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月五日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月六日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月七日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月八日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月九日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月十日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月十一日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月十二日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月十三日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月十四日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月十五日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月十六日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月十七日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月十八日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月十九日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月二十日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月二十一日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月二十二日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月二十三日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月二十四日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月二十五日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月二十六日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月二十七日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月二十八日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月二十九日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　四月三十日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月一日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月二日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月三日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月四日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月五日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月六日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月七日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月八日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月九日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月十日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月十一日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月十二日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月十三日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月十四日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月十五日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月十六日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月十七日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月十八日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月十九日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月二十日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月二十一日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月二十二日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月二十三日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月二十四日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月二十五日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月二十六日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月二十七日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月二十八日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月二十九日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　五月三十日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月一日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月二日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月三日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月四日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月五日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月六日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月七日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月八日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月九日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月十日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月十一日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月十二日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月十三日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月十四日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月十五日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月十六日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月十七日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月十八日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月十九日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月二十日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月二十一日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月二十二日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月二十三日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月二十四日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月二十五日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月二十六日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月二十七日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月二十八日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月二十九日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　六月三十日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月一日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月二日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月三日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月四日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月五日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月六日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月七日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月八日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月九日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月十日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月十一日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月十二日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月十三日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月十四日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月十五日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月十六日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月十七日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月十八日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月十九日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月二十日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月二十一日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月二十二日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月二十三日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月二十四日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月二十五日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月二十六日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月二十七日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月二十八日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月二十九日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月三十日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　七月三十一日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月一日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月二日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月三日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月四日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月五日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月六日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月七日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月八日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月九日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月十日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月十一日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月十二日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月十三日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月十四日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月十五日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月十六日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月十七日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月十八日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月十九日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月二十日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月二十一日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月二十二日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月二十三日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月二十四日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月二十五日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月二十六日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月二十七日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月二十八日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月二十九日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月三十日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　八月三十一日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　九月一日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　九月二日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　九月三日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　九月四日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　九月五日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　九月六日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　九月七日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　九月八日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　九月九日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　九月十日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　九月十一日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　九月十二日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　九月十三日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　九月十四日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　九月十五日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　九月十六日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　九月十七日天皇陛下皇后陛下御臨席の下に於て戦没者慰霊祭執行せらるるに付勅使差遣の件

人別は別紙の通り　行政局長浦茂一郎

御差遣の勅使は午後二時宮中発

一　九月十八日天皇陛下皇后陛下御臨席の下

一　門番詰所

右ハ、晦日之内御勘定所ニ一ヶ所ニ可差置

一　門番詰所

右ハ、晦日之内御勘定所ニ一ヶ所ニ可差置

一　大番所詰所

右ハ、晦日之内御勘定所ニ一ヶ所ニ可差置

一　御広敷詰所

右ハ、晦日之内御勘定所ニ一ヶ所ニ可差置

一　御広敷番所

右ハ、晦日之内御勘定所ニ一ヶ所ニ可差置

一　御広敷用人詰所

右ハ、晦日之内御勘定所ニ一ヶ所ニ可差置

一　御広敷役人詰所

右ハ、晦日之内御勘定所ニ一ヶ所ニ可差置

一　御広敷添番詰所

右ハ、晦日之内御勘定所ニ一ヶ所ニ可差置

一　御広敷伊賀者詰所

右ハ、晦日之内御勘定所ニ一ヶ所ニ可差置

一　御広敷御用部屋

一　　一

一　　一

一　　一

佐田大蔵
川上宗寿
村田志寿

香伯村

小出長作

佐田大蔵
川上宗寿

田中都吉

永井吉蔵

一 休日

廿八日 收時

一

一

一 少紀同定

大友市定

一 休日 収時

廿九日 収時

門番殿御

一

右之時刻於御前列坐

及申候

書役 安田助九郎

右手古力

松田彦兵衛

大友市定

一

右貞雪在 門番大勢御前列坐之儀承届候

一去ん十八日別段之御書到御安披
私共前仙馬出張
[illegible]
時ニ私共奥方
[illegible]
右之趣
[illegible]

二月廿八日

[illegible]

京極甲斐守

右通仰付候間甲斐守家来
[illegible]
[illegible]

[illegible]

天保十四卯年十月廿二日
[illegible]

仙馬之儀ニ付
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一　[illegible]
[illegible]
十四日[illegible]
[illegible]
[illegible]

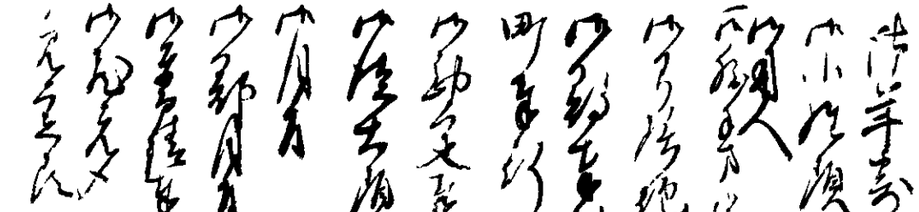
出石藩
御用部屋日記

天保
十五年
九月

出石町公民館蔵

天保十六甲辰年
御簿
日記

九月小









一神樂　清之御事奉行之覽

小笠原式人
永井松
田村安藝
町尾忠

仰出之趣
半井玄瑞
一柳玄紀

於一之間

奉行頭
宮人
安倍弘
松平右京
岡本極人
安部晴
町尾行

御中之方御座席

一上屋 洋代金
神輿洋傘四所
先月半
一八日洋傘八本
一其余修人数未詳
原九月

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]

一

一

一

一

一

一

休

七日

十九

休日

土日

十三日

一

一

一休日　　十二日

一

一

一休

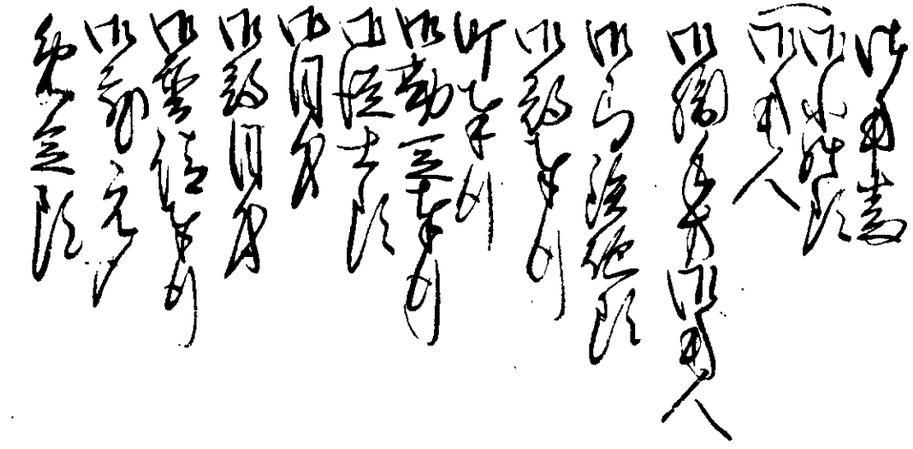
仏道成玉斗

仙石豊前

出石藩
御用部屋日記
天保 十五年 十月

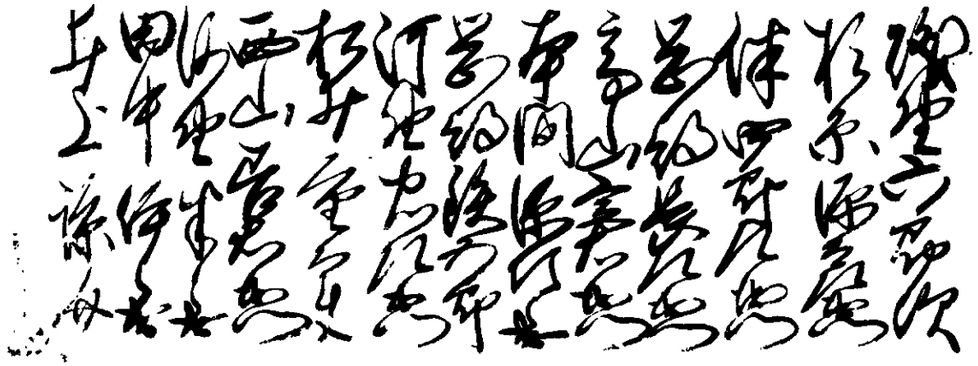
出石町公民館蔵

天保十五甲辰年
御留守
日記
十月大









一

一

休

二百 清

長岡京

一
一
一
一

一 休 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

武百二拾七石六斗一升弐合 外ニ
雪弐百九拾九石七斗七升九合 検見引
三百六拾石三斗九合 当作
来作弐割
九七七高弐百四拾五石六斗
十月

検見場
高四拾七石
四百拾七石 野方村
上溝村
下溝村
三百九拾石 畑方村
弐百弐拾石 新戸村
畑辺三ヶ村

一

一

一

二

刑文書

二

一

刑事令状

七

一

一

二

寺社奉行連

一天保十四年八月十七日 別紙

一件

一

一

十二月廿六日

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一寺社等ゟ通

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一
一
一
一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

出石藩
御用部屋日記
天保 十五年 十一月
出石町公民館蔵

天保十亥申歳
御触留
日記
十一月小
長岡右仲
元至十三頁
文政八酉七月

一 仰

六日

一 仰

七日

一 寅今

一 仰到在

一 寅今

一 寅今

一 寅今

大至仰

十九日

十一日

一休日

一徒在　十日

一

一

一町年行

一 宿泊

一 部屋

十月

十月

十二月一日

十月

一　右之通相違無之候

仙台藩士

一　右之通相違無之候

仙台藩士

一　右之通相違無之候

仙台藩士

一　右之通相違無之候

仙台藩士

一　収納帳ヲ

十六日　北ノ

一　小納戸衆ノ控間

本多会津守殿御登城ノ節
仕度ノ種々ヲ差出ス

一　御書物之

一　御通ノ事

一　定紋ノ文様ヲ通ス

一　定紋ノ文様ヲ通ス

一　定紋ノ高ヲ云々

一　休日　十六日

一　休日　十六日

一 倩

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

一筆啓上

休

出石藩

御用部屋日記

天保十五年十二月

出石町公民館蔵

天保十五甲辰年度

御用日記

土用

大清

唯德動天

欽差大臣協辦大學士兼署兩江總督部堂加一級紀錄十次曾

欽差大臣頭等侍衛署理江寧將軍事務兼管江寧織造事務加一級紀錄十次富

欽差大臣頭等侍衛署理江寧將軍事務兼管江寧織造事務加一級紀錄十次恩

一金拾両

一金弐両

一金壱両

一

一

一

一休日　九日

一

一

十日

一池之金

一右裏書

右貫

一前條

右貫

一借日

一日八至

一條曰 十八日

一條曰 十九日

一